

## 第1章 名称及び事務所

(名称)

第1条 本財団は、公益財団法人二又教育文化振興奨学会と称する。

(事務所)

第2条 本財団は、主たる事務所を福岡県久留米市東櫛原町353番地(久留米運送株式会社内)に置く。

2 本財団は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本財団は、福岡県内に居住する向学心に燃える大学生若しくは高校生で経済的理由により修学困難な者、又は主に福岡県内において行われる芸術文化活動、若しくは学術研究等で経済的理由により、その活動に障害をきたしている者若しくは、団体に対し、学資又は資金の助成等を行い、併せて教育・芸術文化・スポーツ等の活動を振興し、もって児童・青少年の心身の健全な発達及び高齢者・障害者並びに勤労者の福祉の向上、共生する地域社会の構築に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本財団は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学生・生徒に対する学資の助成
- (2) 学資の助成を受けた学生・生徒の補導
- (3) 芸術文化活動に対する資金の助成
- (4) 学術研究に対する資金の助成
- (5) 芸術文化活動の実施支援及び鑑賞機会の提供
- (6) スポーツ振興に資する施設等の整備・運営
- (7) 不動産の賃貸事業並びに物品の販売、出版その他これらに類する収益事業
- (8) その他目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は福岡県内において行うものとする。

## 第3章 財産の管理及び運用

(財産の種類別)

第5条 本財団の財産は、基本財産と運用財産の2種類とする。

(基本財産)

第6条 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 本財団の目的である事業を行う為に不可欠な財産として理事会及び評議員会で定めたもの
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附(遺贈を含む。以下同じ。)された財産
- (3) 基本財産たる株式に基づく新株の発行により取得した株式(株式配当により取得したものを除く。)
- (4) 基本財産に繰り入れることを理事会で議決し、評議員会で承認された財産

- 2 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、本財団の事務遂行上やむを得ない理由があつて、理事会における理事(特別の利害関係を有する者を除く。)の現在数の3分の2以上による議決及び評議員会における評議員(特別の利害関係を有する者を除く。)の3分の2以上による承認を得た場合は、この限りではない。

(運用財産)

第7条 基本財産以外の財産を運用財産とする。

- 2 本財団の事業遂行に要する一般管理費は、運用財産から支払う。

(収入に関する原則)

第8条 役員及び事務局職員は、公益目的事業の財源を得るため、次の収入の適正な確保に努めるものとする。

- (1) 基本財産及び運用財産から生ずる収入
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 寄附金品
- (4) その他の収入

(株主権の行使)

第9条 基本財産に組み入れた株式の発行会社の株式に係る次に掲げる事項以外の事項についての株主権の行使に当たっては、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の承認を経なければならない。

- (1) 配当の受領
- (2) 無償新株式の受領
- (3) 株主割当増資への応募
- (4) 株主宛配布書類の受領

(借入金の制限)

第10条 本財団が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金(1年以内に返済期日が到来する借入金)を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会における評議員の3分の2以上による承認を得なければならない。

(新たな義務の負担等)

第11条 第6条第2項ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の承認を経なければならない。

(財産の管理に関する原則)

第12条 すべての財産は、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 現金は、金融機関への預貯金、その他安全にして確実な方法で管理しなければならない。

- 3 次条に定める特定費用準備資金は、資金ごとに、金融機関に別の口座を設けるなど他の資金と区別して管理しなければならない。

(特定費用準備資金)

第13条 本財団は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(以下「認定法規則」という。)第18条に定める特定費用準備資金を有することができる。

- 2 特定費用準備資金は、資金ごとに、その設定、管理、使用及び公表のための特別な規則を設け、その制定及び改正について、理事会の議決及び評議員会の承認を経て、これを遵守して取り扱わなければならない。

(分配の禁止)

第14条 本財団は、名目の如何を問わず、財産の分配及び特別な利益の提供を行わない。

- 2 交際費は、職務遂行上不可欠であって個人負担が困難であるとして事務局長が承認するもの以外は支出しない。事務局長が承認したときは、その明細を理事会に報告しなければならない。
- 3 会議費、旅費その他の支出は、職務の遂行に最小限度必要な実費を算定して行う。

#### 第4章 事業の遂行

(事業年度)

第15条 本財団の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第16条 本財団の事業計画、収支予算、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに、理事長が作成し、理事会の議決を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第17条 本財団の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 第1項第1号から第6号までの書類については、毎事業年度経過後3箇月以内に、当該行政庁に提出しなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くと共に、定款は常に主たる事務所に備え置き一般の閲覧に供する。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概況及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第18条 理事長は、認定法規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

## 第5章 評議員

(評議員)

第19条 本財団に評議員5名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第20条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

- 2 評議員は、本財団の役員又は職員を兼ねることができない。
- 3 本財団の評議員のうちには、理事のうちいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の数又は評議員のうちいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員現在総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。
- 4 評議員が、次のいずれかに該当するときは、評議員選定委員会の議決によって解任することができる。この場合、議決する前に、その評議員に弁明の機会を与えなければならない。
  - (1) 評議員としてふさわしくない行為があると認められるとき
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに耐えないと認められるとき

(評議員選定委員会)

第21条 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

- 2 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

- (1) 本財団又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。)の業務を執行する者又は使用人
  - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
  - (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人(過去に使用人となった者も含む。)
- 3 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
  - 4 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
    - (1) 当該候補者の経歴
    - (2) 当該候補者を候補者とした理由
    - (3) 当該候補者と本財団及び役員等(理事、監事及び評議員)との関係
    - (4) 当該候補者の兼職状況
  - 5 評議員選定委員会の議決は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
  - 6 評議員選定委員会は、第19条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
  - 7 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
    - (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
    - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
    - (3) 同一の評議員(2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員)につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
  - 8 第6項の補欠の評議員の選任に係る議決は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

(任期)

第22条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第23条 評議員は無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、評議員には費用を弁償することができる。

## 第6章 評議員会

### (構成)

第24条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会の議長は、評議員会において選任する。

### (権限)

第25条 評議員会は、次の事項について議決する。

- (1) 役員の選任及び解任
- (2) 役員の報酬等の額並びに評議員及び役員の報酬等の支給基準
- (3) 各事業年度の事業報告、貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) 残余財産の処分
- (7) その他評議員会で議決するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### (開催)

第26条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要があるときは臨時評議員会として開催する。

### (招集)

第27条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の議決に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

### (議決)

第28条 評議員会の議決は、議決について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、議決について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 役員の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 役員を選任する議案を議決するに際しては、各候補者ごとに第1項の議決を行わなければならない。

- 4 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員(当該事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の議決があったものとみなす。
- 5 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第29条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、記名押印する。

## 第7章 役員

(役員を設置)

第30条 本財団に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上10名以内
- (2) 監事 2名以上3名以内

- 2 理事のうち、1名を理事長、1名を常務理事とする。

- 3 前項の理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の代表理事とし、常務理事をもって、法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第31条 役員は、評議員会の議決によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の議決によって理事の中から選任する。

- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

- 4 本財団の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事現在総数の3分の1を越えて含まれることになってはならない。

- 5 本財団の監事には、理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びに本財団の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第32条 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本財団を代表し、その業務を執行する。

- 2 常務理事は、本財団の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び常務理事は、理事会に対し、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を報告しなければならない。
- 4 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第33条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、本財団の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第34条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した役員の前補欠として選任された役員の前任期は、退任した役員の前任期の満了する時までとする。
- 4 理事及び監事は、第30条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事及び監事としての権利及び義務を有する。

(役員解任)

第35条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の議決に加わることで評議員の議決によって解任することができる。この場合、議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき、その他理事又は監事としてふさわしくない行為があると認められるとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又は堪えないと認められるとき

(役員報酬等)

第36条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常務理事に対しては、その職務執行の対価として、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事には費用を弁償することができる。

## 第8章 理事会

### (構成)

第37条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権限)

第38条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本財団の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

### (招集)

第39条 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が招集する。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事長以外の各理事は、理事長(前項ただし書きに定める場合においては、常務理事)に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

### (定足数)

第40条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

### (議長)

第41条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

### (議決)

第42条 理事会の議決は、法令又はこの定款に定める場合を除き、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数をもって行う。

- 2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。
- 3 理事及び監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、理事長等の業務を執行する理事の自己の職務執行状況の報告については、省略することはできない。

### (議事録)

第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、出席した代表理事及び監事が記名押印するものとする。

## 第9章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第44条 この定款は、第28条の規定にかかわらず、評議員会において、議決についての特別の利害関係を有する評議員以外の評議員の3分の2以上の評議員の議決によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第20条についても適用する。

### (変更の届出)

第45条 次に掲げる変更があったときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(1)名称又は代表者の氏名の変更

(2)公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)

第11条第1項ただし書きの内閣府で定める軽微な変更

(3)定款の変更(第2号の変更に係るものを除く。)

(4)前3号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項の変更

### (解散)

第46条 本財団は、基本財産の滅失による本財団の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

### (公益認定の取り消しに伴う贈与)

第47条 本財団が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合には、その権利義務を承認する法人が公益法人である場合を除き、評議員会の議決を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### (残余財産の帰属)

第48条 本財団が清算をする場合において有する残余財産は、理事会及び評議員会において理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 事務局及び職員

### (設置等)

第49条 本財団の事務を処理するために、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長、事務局次長及び所要の職員を置く。

3 事務局長、事務局次長及び職員は、理事長が任免する。

4 事務局長、事務局次長及び職員に対し、その職務遂行に必要とした費用を弁償する。

5 第4条の事業活動の実施を支援補助するボランティアの参加は、これを妨げない。  
ただし、事務局は、当該活動の開始前に参加者の氏名及び所属団体名あるいは連絡先住所を把握し、参加者の役割分担を明らかにし、記録した上で活動の前後に理事長へ報告しなければならない。

6 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が定める。

## 第11章 情報の公開

(備付け書類及び帳簿)

第50条 主たる事務所には、第17条に定める書類のほか、次の帳簿及び書類を常に備えておかなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (2) 許可、認定、認可その他の行政庁の処分及び登記に関する書類
- (3) 第2号のほかの官公署往復書類
- (4) 資産台帳及び負債台帳
- (5) 収入及び支出に関するすべての帳簿及び証拠書類
- (6) 職員の名簿
- (7) その他必要な書類及び帳簿

2 前項の書類及び帳簿の保存期間は、事務局管理規程に定める。

(公告)

第51条 本財団の公告は、主たる事務所内の見やすい場所に掲示する方法による。

## 第12章 補則

(細則)

第52条 この定款の施行についての細則は、理事会の議決及び評議員会の承認を経て別に定める。また、これを変更する場合も同様の手続きを経るものとする。

(委任)

第53条 法人法第90条第4項各号及び定款に定めるものを除き、本財団の業務執行の決定は、理事長が行う。

附則 1 この定款は、本財団の設立の登記の日から施行する。

2 本財団に移行した特例財団法人二又教育文化振興奨学会の解散登記の前日が属する事業年度は、同日に終了するものとし、本財団の設立当初の事業年度は、第15条の規定にかかわらず、本財団の設立の登記の日から、その後最初に到来する3月末日までとする。

- 3 本財団に移行した特例財団法人が移行にもっとも近い時点で作成した事業計画書及び予算は、設立当初の日から当該事業計画書及び収支予算がその執行を終えることを予定する期限までの間、本財団が作成したとみなし、その未執行部分を執行する。ただし、収支予算に関する書類であって、法人法、認定法又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律に基づいて新たに作成すべきものは、前項に定める最初の事業年度分について作成しなければならない。
- 4 前項本文に定めるもののほか、本財団に移行した特例財団法人及びこれになる前の財団法人二又教育文化振興奨学会が行った法律行為及び事実行為は、本財団が行ったものとみなす。
- 5 本財団の設立の登記の日に就任する理事長、常務理事、その他役員は、別紙2最初の役員名簿記載のとおりとし、同日に就任する評議員は別紙1最初の評議員名簿記載のとおりとする。

以上

当法人の原本に相違ありません  
公益財団法人二又教育文化振興奨学会  
代表理事 二又 茂 明